様式第16号の9　（裏面）

〔注意〕

1　事項を選択する場合には該当する事項を○で囲むこと。

2　①は、死亡労働者に関し遺族年金が支給されていた場合又は死亡労働者が傷病年金を受けていた場合には記載する必要はないこと。

3　③の死亡労働者の所属事業場名称・所在地欄には、死亡労働者が直接所属していた事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、労働者が直接所属していた支店、工事現場等を記載すること。

4　平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間が含まれている場合に、当該平均賃金に相当する額がその期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金に相当する額に満たないときは、当該みなして算定した平均賃金に相当する額を⑤に記載すること。

5　⑥には、負傷又は発病の日以前１年間（雇入後１年に満たない者については雇入後の期間）に支払われた労働基準法第12条第４項の３箇月を超える期間ごとに支払われる賃金の総額を記載すること。

6　⑤の平均賃金の算定内訳及び⑥の特別給与の総額（年額）の算定内訳を別紙（様式第16号の６の別紙１を使用すること。）を付して記載すること。ただし、既に提出されている場合を除く。

7　死亡労働者が特別加入者であった場合には、

⑴　⑤には、その者の給付基礎日額を記載すること。

⑵　⑥は記載する必要はないこと。

⑶　別紙の㋑から㋖まで㋐及び㋒の事項を証明することができる書類を添えること。

8　⑨及び⑩に記載することができない場合には、別紙を付して所要の事項を記載すること。

9　この請求書（申請書）には、次の書類を添えること。

⑴　請求人（申請人）が死亡労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類

⑵　請求人（申請人）が死亡労働者の収入によって生計を維持していた者であるときは、その事実を証明することができる書類

⑶　労働者の死亡の当時遺族年金を受けることができる遺族がない場合の遺族一時金の支給の請求又は遺族特別支給金若しくは遺族特別一時金の支給の申請であるときは、次の書類

イ　労働者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類

ロ　請求人（申請人）と死亡労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本（⑴の書類を添付する場合を除く。）

⑷　遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅し、他に遺族年金を受けることができる遺族がない場合の遺族一時金の支給の請求又は遺族特別一時金の支給の申請であるときは、⑶のロの書類（⑴の書類を添付する場合を除く。）

10　「事業主の氏名」の欄及び「請求人（申請人）の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができること。

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏　名	電　話　番　号
		㊞	（　　）　－